

令和6年(行ウ)第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件(第1事件)

令和6年(行ウ)第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件(第2事件)

第1事件原告 相原健吾 ほか165名

第2事件原告 芦名定道 ほか5名

第1事件被告 国(処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣府大臣官房長、内閣府日本学術会議事務局長)

第2事件被告 国(処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣情報官、内閣府大臣官房長)

証 拠 説 明 書 (1) (乙A号証)

令和6年7月9日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

第1事件及び第2事件被告指定代理人	市	原	麻	衣
	鈴	木	吉	憲
	杉	山	勇	士
	原			裕
	吉	井	里	菜
	今	野		治
	伊	丹	俊	剛

松	井	晶	子
保	坂	啓	介
橋	本	和	大
丸	山	莉	穂
柳	澤	泰	洋
仲	地	太	陽
永	原	早	紀
河	北	浩	之
渭	原	祥	介

号証	標 目 (作成者)		作 成 年月日	立証趣旨
乙A1	行政文書の管理に関するガイドライン (内閣総理大臣決定)	写し	平成23年4月1日制定 令和2年7月7日改正	第1事件に係る本件各処分当時における、行政文書の管理に関するガイドラインの存在及びその内容
乙A2	内閣官房行政文書管理規則 (内閣総理大臣決定)	写し	平成23年4月1日制定 平成31年3月29日改正	第1事件に係る本件各処分当時における、内閣官房行政文書管理規則の存在及びその内容
乙A3	内閣府本府行政文書管理規則 (内閣府訓令)	写し	平成23年4月1日制定 令和2年改正	第1事件に係る本件各処分当時における、内閣府本府行政文書管理規則の存在及びその内容
乙A4	詳解情報公開法 〈抜粋〉 (総務省行政管理局)	写し	平成13年2月28日発行	情報公開法5条6号に定める不開示情報の類型及び解釈
乙A5	新・情報公開法の逐条解説〔第8版〕 〈抜粋〉 (宇賀克也)	写し	平成30年12月10日発行	情報公開法における行政文書の開示・不開示の枠組み
乙A6	内閣官房の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任をした件 (内閣総理大臣決定)	写し	平成13年3月23日制定 平成27年1月8日改正	第1事件に係る本件各処分当時における、内閣官房の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の委任関係
乙A7	内閣府告示第117号 (内閣総理大臣告示)	写し	平成16年4月1日告示 令和3年4月1日施行	第1事件に係る本件各処分当時における、内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の委任関係
乙A8	内閣官房における情報公開法に基づく処分に係る審査基準	写し	平成13年3月30日制定 平成31年3月	第1事件に係る本件各処分当時における、内閣官房における情報公開法に基づく開示又は不開示

	(内閣総理大臣決定)		29日改正	の決定に係る審査基準の内容
乙A9	内閣府本府における 情報公開法に基づく 処分に係る審査基準 (内閣府訓令)	写し	平成13年3月 27日制定 平成30年改正	第1事件に係る本件各処分当 時における、内閣府本府における 情報公開法に基づく開示又は不開 示の決定に係る審査基準の内容
乙A 10	第203回国会参議 院予算委員会会議録 第1号 (参議院)	写し	令和2年11月 5日	令和2年(2020年)10月 に行われた第25期ないし第26 期に係る内閣府日本学術会議会員 の改選(令和2年改選)に至る経緯 に関する国会答弁の内容
乙A 11	第203回国会衆議 院予算委員会会議録第 3号 (衆議院)	写し	令和2年11月 4日	内閣総理大臣に、日学法第1 7条による推薦のとおり任命す べき義務があるとまではいえない と考えられることは、「当時の中 曽根総理の答弁も含めて、国会で のやりとり等なども踏まえた上で 一貫した」ものである旨、国会で 説明されていること
乙A 12	日本学術会議会長談 話 (日本学術会議)	写し	令和3年9月 30日	日本学術会議事務局は、日本 学術会議会員の任命についての判 断理由を説明されていないこと